# 古賀市コミュニティ活動の指針

令和4年3月 古賀市まちづくり推進課

# 古賀市コミュニティ活動の指針 目次

- 1. 策定の目的
- 2. コミュニティ活動とは
  - (1)コミュニティ活動の定義
  - (2)コミュニティ活動に対する基本的な考え方
  - (3)コミュニティ活動の類型
    - ①地域によるつながり(地縁型コミュニティ)
    - ②共通の目的によるつながり(テーマ型コミュニティ)
- 3. 活動範囲に応じたコミュニティ活動の役割
  - (1)自治会の区域
  - (2)自治会を超えた区域(小学校区・中学校区等)
  - (3)市全域もしくは市域を超えた活動範囲
- 4. コミュニティ活動を活性化するための取組
  - (1)地縁型コミュニティ(自治会、校区コミュニティ等)に対する総合的な支援
  - (2)市民活動支援センターを拠点としたコミュニティ活動の推進
  - (3)コミュニティ活動への参画・協力の促進

# 1. 策定の目的

少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちの社会を取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくためには、議会や行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として自らの責任と役割を自覚し、積極的にまちづくりに関わることが必要です。

古賀市におけるまちづくりの基本的事項を定め、市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を 果たし、相互に連携し、市民が住み続けたいといえるまちの実現を図ることを目的として、平 成29年4月に「古賀市まちづくり基本条例(以下「条例」という。)」が施行されました。

「情報共有」「市民参画」「共働」とともにまちづくりの基本的事項としてその重要性が位置付けられているのが、自治会や校区コミュニティ、市民活動団体等による「コミュニティ活動」です。

本指針は、まちづくりの実践であるコミュニティ活動に関して、今後も持続的・安定的なコミュニティ活動を推進していくため、コミュニティ活動のあり方や活性化のための取組について明らかにすることを目的として策定するものです。

もちろん、コミュニティ活動の主体は市民です。しかし、まちづくりは市民や議会、行政が それぞれの責任と役割を自覚し、相互に補完し合いながら進めていくことが重要です。本指針 では、コミュニティ活動の主体者の自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動 の円滑化及び活性化を図るための市の基本的な考え方を示しています。これによって、コミュ ニティ活動に対する共通認識を確立し、多くの市民がコミュニティ活動に積極的に参画・協力 することによって、まちづくりに欠かせないコミュニティ活動が持続的に発展していくことを めざしています。

なお、コミュニティ活動の主体のひとつである校区コミュニティに関して、市では平成17年度に「校区コミュニティ組織づくりの基本方針」を策定し、小学校区内の自治会を校区コミュニティのもとに集約することを想定していましたが、小学校区ごとにコミュニティ活動の実態が異なり、独自の連携の仕組みが存在している校区もあり、また自治会を基盤とした行政区長制度も広く市民に浸透しているなどの理由から、当初の方針が市全体に行き渡るまでには至りませんでした。

市における校区コミュニティの位置づけや役割については条例によって既に定義されていることから、「校区コミュニティ組織づくりの基本方針」については廃止し、本指針をもってコミュニティ活動全体に対する市の新たな指針とします。

# 2. コミュニティ活動とは

# (1)コミュニティ活動の定義

コミュニティ活動については、「市民等が地域又は共通の目的によってつながり、自主的に 行うまちづくりであって、団体として行うもの」と定義します。

具体的には、自治会や校区コミュニティ、市民活動団体等による活動のことをいいます。 コミュニティ活動はまちづくりに必要不可欠なものであり、条例では特に自治会と校区コ ミュニティの位置づけや役割を明文化するとともに、各主体間の連携・協力の必要性や市民 等がコミュニティ活動へ参画・協力することの重要性について規定しています。

#### (2)コミュニティ活動に対する基本的な考え方

コミュニティ活動に対する基本的考え方は次の通りです。

まず、コミュニティ活動とは市民等が主体となった団体による、自主的な活動であるということ。そして、市はコミュニティ活動の主体となる団体の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲でコミュニティ活動を支援すること。

あくまで、コミュニティ活動の主役は市民であることに十分配慮したうえで、コミュニティ活動の円滑化及び活性化を図るために市としてできる限りの支援を行うこと、これが本指針のコミュニティ活動に対する基本的な考え方です。

### (3)コミュニティ活動の類型

コミュニティ活動にはさまざまなものがありますが、本指針では「地域によるつながり」 によるものと「共通の目的によるつながり」によるものという大きく二つの枠組みでコミュ ニティ活動をとらえます。

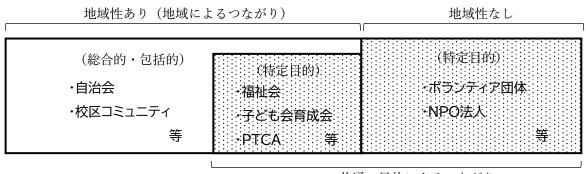
#### ①地域によるつながり(地縁型コミュニティ)

同じ地域に生活しているという、地域のつながり(地縁)によって形成された団体。原則としてその地域の全ての住民(世帯)が構成員となることをめざしており、特に自治会や校 区コミュニティは地域内のさまざまな課題に総合的・包括的に取り組んでいることが大きな 特徴です。

#### ②共通の目的によるつながり(テーマ型コミュニティ)

活動に対する特定の目的を共有しているという、共通の目的によるつながりによって形成された団体。「環境保護」や「子どものための活動」等、ある特定の課題に特化した活動を行うことから、一定の専門性をもって機動的に、また先駆的に取り組むことが可能です。

#### 【図:コミュニティ活動概念図】



共通の目的によるつながり

※上記の分類は概念的なものであり、その境界は曖昧であることが多い。

# 3. 活動範囲に応じたコミュニティ活動の役割

コミュニティ活動は市民等が主体となった団体によるまちづくりであり、その形態や活動 内容は多種多様ですが、本指針ではコミュニティ活動のあり方について市の基本的な考え方 を示すという立場から、コミュニティ活動の活動範囲に着目し、活動範囲に応じたコミュニ ティ活動の特徴や市として期待する役割について示します。

#### (1)自治会の区域

自治会の区域は日常生活における最も身近な活動範囲であり、隣近所の「助け合い」を基盤として、住民同士の交流・親睦を促す活動や、身近な暮らしに関わる課題の解決につながる活動に取り組むことが期待されます。見守りや声掛けなどは、まさに顔の見える関係性だからこそできる活動です。

特に自治会については、さまざまな地縁型コミュニティの基盤になる存在であり、まちづくりにおける市の重要なパートナーです。

#### (2)自治会を超えた区域(小学校区・中学校区等)

小学校区や中学校区、あるいは複数の自治会同士の連携等、ひとつの自治会の区域を超えた活動範囲では、区域内の各種団体間の交流・連携を促進する活動や、ひとつの自治会の区域では対応が難しい課題や広域的に対応した方が効果的な活動に取り組むことが期待されます。特に少子高齢社会を迎え、さまざまな地域課題に対応していくためには、ひとつの自治会の区域を超えた、より広域での情報共有や取組もまた必要であり、そのような地域のプラットフォームとしての役割が期待されます。

また、小学校や中学校は地域にとって核となる存在であると同時に、学校にとっても地域との連携・協力は不可欠なものとなっています。地域と学校とが相互に連携・協力し、子どもたちを中心とした活動を通して、「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」が一体的に進められていくことが期待されます。

#### (3)市全域もしくは市域を超えた活動範囲

活動範囲は限定されず、特定の課題や目的に応じた活動に取り組むため、自主性や自発性が特に発揮されます。

テーマ型コミュニティにおいては、多様化・複雑化する地域課題に対して迅速かつ先駆的に取り組むことが可能であり、テーマに応じて地縁型コミュニティと連携することで、それぞれの活動が充実・発展し、よりよいまちづくりへとつながることが期待されます。

また、これまで社会的課題として認知されていなかった事柄についても先駆的に取り組んでいくことによって、公益的活動のさらなる広がりが期待されます。

# 4. コミュニティ活動を活性化するための取組

コミュニティ活動を活性化させ、今後も持続的・安定的なコミュニティ活動を推進してい くための、市としての取組について方向性を示します。

#### (1)地縁型コミュニティ(自治会、校区コミュニティ等)に対する総合的な支援

地域によるつながりによって形成される地縁型コミュニティは、原則としてその地域の全ての住民(世帯)が構成員となることをめざしており、またすべての住民(世帯)が参加するからこそ地域のさまざまな課題に包括的に取り組むことができるという特徴を持った、まちづくりにおいて重要な存在です。

このような地縁型コミュニティの特徴と役割をこれからも堅持していくため、地縁型コミュニティの主体性を尊重しつつ、市として総合的な支援を行います。

自治会及び校区コミュニティに対しては、これまでも交付金による活動支援を行ってきました。今後も自治会及び校区コミュニティの幅広い活動を支えるため、交付金による財政的支援を行います。

そのうえで、加入率の低下、役員のなり手不足、活動内容の硬直化等、地縁型コミュニティが抱えるさまざまな問題について、地縁型コミュニティとともに向き合い、情報提供や話し合いの場づくり等を通じて、地縁型コミュニティの持続的・安定的な活動を支えていきます。

## (2)市民活動支援センターを拠点としたコミュニティ活動の推進

市民活動センター(つながりひろば)は、市民活動に関する相談や情報提供、あるいは市 民活動団体同士の交流の促進等を行うことにより市民活動を支援し、もってよりよいまちづ くりに資するための施設です。

市民活動支援の拠点として必要な支援を行っていくとともに、事業者や教育機関、民間団体、そして地縁型コミュニティ等さまざまな主体との連携を推進していくことで、コミュニティ活動全体の充実を図り、多様な活動へと発展していくことをめざします。

#### (3)コミュニティ活動への参画・協力の促進

コミュニティ活動を推進していくためには、一人でも多くの市民がコミュニティ活動に理解・関心を示し、自らがまちづくりの担い手として活動に参画・協力することが必要です。 そのような市民の意識づくりへと働きかけ、コミュニティ活動へ参画・協力する市民が増えていくような取組を行います。

また、コミュニティ活動は市民が主体となった自主的な活動であることはもちろんですが、同時にまちづくりにおいて欠かせない活動です。市はコミュニティ活動をしっかりと支えていくという基本的な考え方に基づき、団体の自主性や自律性を損なわない方法で、市の職員がコミュニティ活動に関わり、悩みや課題を共有しながら、ともに活動を支えていきます。